

第四十六号議案

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第
 五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「維持していた遺族」の下に「（兄弟姉妹を除く。以下
 この項において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合
 であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その
 者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金
 を支給するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第四条第一項の規
 定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した区民に係る災害
 弔慰金の支給について適用する。

（説明）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

八十六号）の施行に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹を加える必要があるので、本案を提出いたします。